

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2015.9 No.289

健全性支援実績No1を目指す！

T&FG group

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL(06)6538-0872 (編集担当 岸本)
e-mail info@tfg.gr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- ・マイナンバーで経営者が留意すべきこと
 - ・生命保険の契約者変更にご注意を！
 - ・簡易課税制度の業種区分の見直しについて
- § マイナンバーセミナーのご案内

[今月のトピックス]

- ・税務相談Q&Aコーナー
- ・経営指標解説コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

マイナンバーで経営者が留意すべきこと

安全管理の万全化

番号制度が開始されると、企業は、従業員・取引先等の個人番号を取得し、税務署への提出書類や、労働保険・社会保険関係の届出書へ個人番号を記載する必要があります。企業は個人番号関係事務の実施者として、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(以下、ガイドライン)に拠った取扱いを行わなければならない、違反すれば重い罰則規定が定められています。今回は、企業の安全管理の万全化のための留意点についてご説明致します。

従業員等(特に、総務・人事・経理部門)への周知

番号法では、個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする(番号法第6条)と定められており、企業は、番号法の概要、個人番号の適切な取扱いについて、全従業員に定期的に研修等を行い、啓蒙する必要があります。

特定個人情報の保護措置

番号法では特定個人情報について、厳格な保護措置が定められています。安全管理措置の具体的内容についてはガイドラインの「(別添)特定個人情報に関する安全管理措置(事業者編)」に規定されており、従業員100人以下の「中小規模事業者」は取扱う個人番号の数量が少なく限定的であることから簡便な方法による管理が認められています。

安全管理措置の検討

- (1)まず次の . . . の範囲を明確にする
個人番号を取り扱う事務の範囲

(2)基本方針の策定

事業者の名称、関係法令・ガイドライン等の遵守、安全管理措置に関する事項、質問・苦情処理の窓口など、特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針の策定が必要

(3)取扱規程等の策定

次の段階ごとの取扱方法、責任者、事務取扱担当者及び各任務等についての策定が必要。

取得段階 利用段階 保存段階 提供段階 削除・廃棄段階

(4)組織的安全管理措置

組織体制の整備(責任者等の設置、役割及び責任の明確化、報告体制)

取扱規程等に基づく運用状況の確認(システムログや利用実績の記録等)

取扱状況を確認する手段の整備 情報漏えい等に備えた体制の整備

取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

(5)人的安全管理措置

特定個人情報等についての秘密保持事項を就業規則等に盛り込み、定期的な研修を実施するなど事務取り扱い担当者の監督と教育を行う

(6)物理的安全管理措置

特定個人情報等を取扱う区域の管理(入室管理、間仕切り、座席配置等)

機器及び電子媒体等の盗難防止(施錠できる保管庫、セキュリティワイヤー等)

電子媒体等を持ち出す際の漏えい等の防止(データの暗号化、電子媒体・書類等の移送時に安全な方策が必要)

個人番号の削除、機器及び電子媒体等の破棄(焼却等復元不可能な廃棄方法、保存期間経過後の削除・廃棄手続)

(7)技術的安全管理措置

アクセス制御 アクセス者の識別と認証 外部からの不正アクセス等の防止 情報漏えいの防止

以上のようにマイナンバーは安全な管理が重要になってきます。**TFG**指定の給与計算ソフトでは、マイナンバーを社内のパソコンに保管せずデータセンターへ保管することで、情報漏えいリスクを低減させることができます。また、マイナンバーの収集についても書面による扶養控除等申告書の提出でなく Web 入力でも提出することが選択可能で更にリスクを下げるすることができます。この機会に是非ご検討してみたいはいかがでしょうか。ご質問、ご不明点ございましたら巡回分担者までご連絡下さい。



税務相談 Q&A 情報コーナー

納税管理人とはどういう人ですか？

1年以上の予定で海外に出張したり、定年後海外で暮らしたりする人を非居住者といいます。これらの人が日本国内に不動産を所有し不動産所得がある場合や、日本国内で不動産を売却した場合等で日本国内での収入減がある人は納税管理人を選任しなければなりません。納税管理人は確定申告書の提出や税金の納付等をその非居住者にかわって行います。又、個人でも法人でもかまいません。役員報酬は源泉徴収されるので、1年以上の

海外出張をするからと言って納税管理人を選任する必要はありません。

生命保険の契約者変更にご注意を！

契約者変更が税務署に把握されます

現在、生命保険契約に基づいて死亡保険金や解約返戻金などが支払われた場合、保険会社は税務署に支払調書を提出することが義務付けられています。これにより、税務署は死亡保険金や解約返戻金による金銭の動きを効率的に補足できるわけです。ところが、この生命保険会社の支払調書には従来からある重大な欠陥が指摘されていました。その欠陥を補填する改正が平成 27 年度税制改正に盛り込まれました。この改正は国税庁の税制改正意見で平成 20 年度から要望されてきたもので国税庁の 8 年越しの要望が実現したものです。

生命保険における課税関係（契約者 = 保険料負担者とします）

契約者	父	父	父
被保険者	父	母 or 子	母 or 子
死亡保険金受取人	遺族	-	
満期保険金受取人		父	母 or 子
税金の種類	相続税	所得税（一時所得）	贈与税

従来からある重大な欠点とは？

(1) 相続税申告における相続財産の計上もれ

契約者（保険料負担者）と被保険者が同一人でないケースで契約者が死亡して契約者名義を変更した場合、その時点での解約返戻金相当額が相続財産として相続税の課税対象となるが、保険金が支払われたわけではないため支払調書が提出されず、税務署がこれを把握できない。

(2) 贈与税の課税もれ

保険の満期（解約）直前に契約者を変更した場合、本来贈与税の対象となる受取保険金（前の契約者が負担していた保険料相当額に対応する受取保険金部分）が生じていても、支払調書は支払時点で作成されるため、契約途中で名義変更があったことを税務署が把握することができない。

つまり、(1)(2)の場合ともに、納税者自らが申告するか税務署が税務調査で発覚しない限り、契約途中での契約者変更の事実を税務署が正しく把握することができないということです。この点を巧みについた脱税指南ともいえるアドバイスをして、極端なケースでは、保険金の支払い直前に契約者を変更することにより、本来贈与税の課税がされるべきものを一時所得として所得税の申告をしていた事例もあるようです。

(例 1) 父の死亡に伴い、父から子へ契約者を変更した場合の相続税の課税漏れ

父が契約者(=保険料負担者)で子が被保険者である生命保険契約で、父が死亡して子が契約を引き継ぐために契約者を変更した場合、本来はその時点での解約返戻金相当額が相続財産として相続税の課税対象となります。しかし、保険契約者の変更だけでは支払調書は提出されないため、上記の事実を税務署は把握することが困難となり、相続税の課税漏れにつながってしまいます。

(例2) 夫から妻へ契約者変更後、妻が受け取る保険金についての贈与税の課税漏れ

夫から妻に契約者を変更した後に、妻が満期保険金や解約返戻金などを受け取った場合、本来は変更前の契約者である夫が支払った保険料に対応する保険金の部分は夫から妻への贈与として、贈与税の課税対象となります。しかし、支払調書は支払時点での契約内容にて作成されるため、過去に契約者変更があったことを税務署は把握し難く、贈与税の課税漏れにつながってしまいます。

生命保険に関する調書の改正

平成 27 年度税制改正で従来の欠陥を補填する生命保険に関する調書の改正がされました。

- (1) 保険会社等は、生命保険契約等について死亡による契約者変更があった場合には、死亡による契約者変更情報と解約返戻金相当額等を記載した調書を税務署長に提出しなければならない。
- (2) 生命保険金等の支払調書について、保険契約の契約者変更があった場合には、保険金等の支払時の契約者の払込保険料等を記載すること。

これらは平成 30 年 1 月 1 日以後に契約者変更の効力が生ずる場合について適用されます。

契約者変更を前提に生命保険契約を締結された方やその他少しでもおかしいと思われた場合には、**TFG**巡回分担者にお知らせください。持ち帰り点検させていただきます。

簡易課税制度の業務区分見直しについて

平成 27 年 4 月 1 日以降の課税期間から

消費税の納付税額は、税抜きの課税売上高の 8%相当額から税抜きの課税仕入高の 8%相当額を控除して計算します。ただし、中小企業の特例として、課税期間の前々事業年度の課税売上高が 5,000 万円以下で、簡易課税制度選択届出書を事前に提出している事業者は実際の課税仕入の税額を計算することなく、課税売上高に対する税額の一定割合を控除する簡易課税制度の適用を受けることができます。この一定割合をみなし仕入率といい、平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する課税期間から簡易課税制度のみなし仕入率について、現行の第四種事業のうち、金融業及び保険業を第五種事業とし、そのみなし仕入率を 50% (改正前 60%) とするとともに、現行の第五種事業のうち、不動産業を第六種事業とし、そのみなし仕入率を 40% (改正前 50%) とすることとされました。

	事業の種類	【改正前】 みなし仕入率	【改正後】 みなし仕入率
卸売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者販売する事業をいいます。	90% (第一種事業)	90% (第一種事業)
小売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業をいいます。	80% (第二種事業)	80% (第二種事業)
製造業等	製造業や建設業をいいます。 加工賃収入の場合は、第四種事業になります。	70% (第三種事業)	70% (第三種事業)
その他事業	飲食店業 その他の事業	60% (第四種事業)	60% (第四種事業)
	金融業(銀行、貸金業、質屋、証券会社等) 保険業(生命保険、損害保険、保険サービス)	60% (第四種事業)	50% (第五種事業)
サービス業	運輸通信業、サービス業 (飲食店業を除く)	50% (第五種事業)	50% (第五種事業)
	不動産業 (不動産売買、仲介、不動産賃貸、不動産管理等)	50% (第五種事業)	40% (第六種事業)

TFGでは、事業年度開始の直前において、本則課税と簡易課税の選択につき改正税法に基づきどちらが有利であるか試算しています。翌事業年度において、不動産や機械の購入など多額の設備投資がある場合や逆に不動産の売却がある場合には、その判断が変わる可能性があるため、巡回分担者に御一報をお願いします。

簡易課税制度の適用を受けている事業者が、その適用を受けることをやめようとする場合には、適用を受けることをやめようとする課税期間の開始の前日までに消費税簡易課税制度選択不適用届出書を税務署に提出する必要があります。ただし、簡易課税制度の適用を受けている事業者は、2年間継続して適用した後でなければ消費税簡易課税選択不適用届出書を提出してその適用をやめることはできません。



経営指標解説コーナー

投資回収期間について

投資回収期間の計算方法は色々ありますが、最も単純な式は、投資総額を年間償却前純利益（税引後の純利益プラス償却額）で除して何年何カ月と表現する方法です。当初の投資額が、何年で回収し得るか、その長短によって投資を行うか否かを決定し、および相互に代替的な投資案の選択を行うために用いられます。回収期間が長いと、それだけ回収不確実性が高まり投資の危険性が増すこととなりますので、短期間に回収される投資案を優先することで、長期の資金固定に伴う不確実性の危険を回避することになり、自己資本による投資の場合、投資利益率と併用されることが多いです。



今月のブックマーク

当コーナーでは企業経営や業務管理に役立つ実践的でオススメのホームページをご紹介します。

「生命保険に関するQ&A」はご存じでしょうか。同サイトでは、例えば、被保険者本人が寝たきりで医療保険や介護保険が請求できない場合でも代理人が代わりに請求できる「指定代理請求制度」についても掲載されています。そもそも「指定代理請求制度」とは？、誰が代理人の対象になれるか？等について詳しく解説しています。是非一度ご覧ください。

「生命保険文化センター 生命保険に関するQ&A」

http://www.jili.or.jp/knows_learns/q_a/life_insurance/life_ins

「マイナンバー開始直前セミナー」

平成28年1月より「社会保障」、「税」、「災害」行政手続きでマイナンバーの使用が開始されます。企業は限られた時間の中で、マイナンバー制度に対応しなければなりません。

本セミナーでは本年10月より通知される詰めめの段階での抑えておくべきポイントを分かりやすくご紹介します。

講師：税理士 高橋 美代幸
社労士 川端 努

TFG税理士&土業ネットワーク所属

日時：平成27年10月6日（火）14:00～16:00

場所：大阪産業創造館 5F 研修室（大阪市中央区本町1-4-5）

参加費：無料

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 新井、岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援 ... T&FG Group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐